

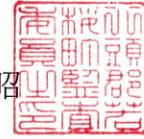


若桜町監査告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年12月28日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 山本 安雄



記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和3年12月22日（水）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 ふるさと創生課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述等を求めて実施した。
 - (1) 主な事業の進捗状況等について
 - (2) 工事・委託事業・備品購入執行状況等について
 - (3) その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 所管する工事や事業の進捗状況は適当か。
 - (2) 契約の履行が確実に行われているか。
 - (3) 随意契約による理由は適正か。
 - (4) 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。
 - (5) 検査、検収は確実に行われているか。
 - (6) 契約書等関係書類及び各種帳簿は確実に整備されているか。また、それらの内容は適正か。
- 5 監査の結果
 - (1) 3(1)のうち、ふるさと納税推進事業について、サイト数の増加やジャンルを限定しない返礼品の充実などの創意工夫により、令和2年度末の寄付金額は令和元年度末の約2倍で23,550千円（令和3年11月末現在では令和2年11月末の約1.2倍で10,268千円）と増加していることは評価でき、若桜町の魅力を発信する手段としての努力が窺える。町ホームページやふるさと納税ポータルサイトでの閲覧数を伸ばすためにも、返礼品の詳細ページの写真の改善、入れ替えなどの取り組みをされ、納税希望者の更なる寄附獲得の取り組みをされたい。

また、地域情報通信基盤施設について、令和2年度若桜町歳入歳出決算・基金運用状況審査意見のうち、6留意、検討を要する事項(9)において記載した事項に関し、令和3年10月20日付若桜町総発第619号の(9)では「日常の情報伝達、災害時における通信手段等として有用ではあるが、新規導入にあたり多額の経費を要することから、今後の活用方法も含め必要性を再考し、慎重に判断したい」旨の報告を受けているところである。経費と施策の効果を十分に見極めながら、今後の方向性について継続して研究、検討を重ねられたい。

(2) 3(2)(3)について、特に指摘事項なし。

以上